

国民健康保険「資格確認書」・ 「資格情報のお知らせ」の送付について

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、紙の健康保険証は令和6年12月2日に新規発行を終了しました。

現在お持ちの資格確認書は令和8年7月31日で使えなくなります。

7月中旬頃から各加入世帯に、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けいたします。



- ・マイナ保険証をお持ちでない方 … 「資格確認書」を送付します。
 - ・マイナ保険証をお持ちの方 …… 「資格情報のお知らせ」を送付します。
- 詳しくは、一緒にお送りする文書でご確認ください。

※マイナ保険証とは、健康保険証として利用できるように登録をしたマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証を持っていても、国民健康保険に加入するときや、やめるときは、これまでどおり届出が必要です。必ず14日以内に届け出をしましょう。

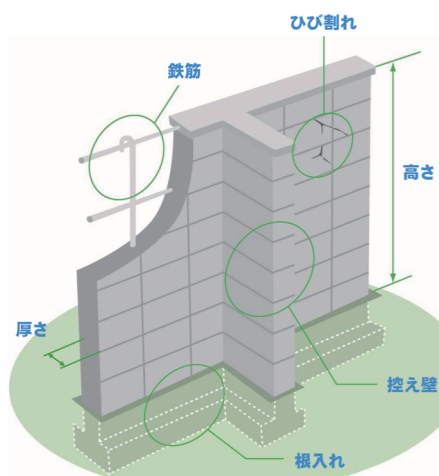
※自動的に変わりませんので、必ず手続きが必要です。

また、他の保険加入後に国保喪失手続きをしないまま医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額返還していただく場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ 健康福祉課 医療介護保険係 電話:54-2511 有線:31-5000(内線5129)

ブロック塀等の点検のチェックポイント

国土交通省



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
<専門家に相談しましょう>
6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か。
3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか。
5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀や組積造の壁(れんが造、石造等)の所有者等の皆様は、ブロック塀等の点検のチェックポイントを参考に、安全を確保してください。

建築物の壁の安全点検について

出典：国土交通省ウェブサイト
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockbei.html>

【お問い合わせ】総務課 防災管理係 電話:54-2505 有線:31-5000(内線5227)

※危険なブロック塀等の除去等について補助制度を設けておりますので、**総務課防災管理係**までご相談ください

後期高齢者医療保険加入の皆様へ お知らせです

75歳以上の人・
65歳～74歳で認定を受けて
加入している人

【後期高齢者医療保険の資格確認書を更新します】

現在お持ちの資格確認書は令和8年7月31日で使えなくなります。

7月中旬から下旬にかけて、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を特定記録郵便でお届けします。

★年齢やマイナ保険証の利用状況によって、届くものが異なります！

- ✓ 85歳以上の方 … 「資格確認書」を送付します
- ✓ 84歳以下の方で、



①マイナ保険証を利用している方(※1)

… 「資格情報のお知らせ」を送付します

注 医療機関を受診される際は、マイナ保険証を必ず持参してください。
(「資格情報のお知らせ」単体では受診できません。)

②マイナ保険証を利用していない方／マイナ保険証を持っていない方

(①に該当しない方) … 「資格確認書」を送付します

(※1)

「マイナ保険証」とは、
健康保険証として利用できるように登録をしたマイナンバーカードのことです。

「マイナ保険証を利用している方」とは、

- ・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ・概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している人

新しい資格確認書の有効期限は令和9年7月31日です。

有効期限をよく確認し、新しい資格確認書を誤って処分しないようにご注意ください。

【お問い合わせ】 健康福祉課 医療介護保険係 電話:54-2511 有線:31-5000(内線5122)

新築・増築に係る家屋調査について

家屋(車庫・倉庫含む)を新築・増築すると、完成した翌年度から固定資産税が課税されます。税額を算出するために家屋調査を行う必要がありますので、該当の建物がある場合は、役場税務課へご連絡ください。町職員が該当する家屋へ調査にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

家屋調査では、家屋の内外部の材質・建具の大きさ・建築設備の種類などを確認しますので、事前に建築資料(平面図等)の提供をお願いいたします。

また、次のような場合は届け出が必要です。

税務課(横田庁舎)または町民課(仁多庁舎)にご提出ください。

- ①家屋を取り壊された場合 ⇒ 『家屋滅失届』
- ②未登記家屋を相続または売買等により名義変更された場合 ⇒ 『未登記家屋所有者変更届』

【お問い合わせ】 税務課 電話:52-2671 有線:20-4000(内線4253)

